

「流域治水の推進に向けた中国地方関係省庁等実務者会議」設立趣旨

近年、令和元年東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨や平成 29 年九州北部豪雨等、激甚な水災害が頻発している。今後更なる気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

水災害リスクの増大に備え、水災害による被害防止・軽減を図るためには、河川・下水道等の管理者が主体となって行うインフラ整備等の事前防災対策だけでなく、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策である「流域治水」を推進していく必要がある。

本会議は、「流域治水」推進のために、中国地方において関係する行政機関等の緊密な連携・情報共有を行うことを目的として、「流域治水の推進に向けた中国地方関係省庁等実務者会議」を設置するものである。

流域治水の推進に向けた中国地方関係省庁等実務者会議 規約(案)

(設置)

第1条 「流域治水の推進に向けた中国地方関係省庁等実務者会議」(以下「実務者会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本実務者会議は、水害の激甚化・頻発化に備え、中国地方の一級河川及び二級河川の流域内において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、関係する行政機関等の緊密な連携・情報共有を行うものとする。

(実務者会議の構成)

第3条 実務者会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 実務者会議構成員は自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
3. 実務者会議構成員を追加または変更する場合には、実務者会議を開催し諮るか、或いは事務局が文書にて構成員に照会を行う。
4. 実務者会議は、災害・感染症拡大等の状況を鑑みて、書面等にて開催することができるものとする。

(実務者会議の公開)

第4条 会議は、会議資料、議事概要の公表をもって公開とする。

なお、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、実務者会議の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第5条 実務者会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局河川部河川計画課に置く。

2. 事務局は実務者会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、実務者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、実務者会議で定めるものとする。

(付則)

第7条 本規約は、令和5年10月30日より施行する。

別表1 構成員

機関	役職
財務省 中国財務局	管財部 国有財産調整官
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官
林野庁 近畿中国森林管理局	総務企画部 企画調整課長
経済産業省 中国経済産業局	総務企画部 参事官(広報・防災・企画)
国土交通省 中国地方整備局	河川部 河川調査官(流域治水推進室長) 河川部 河川計画課長 建政部 都市・住宅整備課長 用地部 用地対策課長
国土交通省 中国運輸局	鉄道部 技術・防災課長
気象庁 広島地方气象台	広域防災管理官
環境省 中国四国地方環境事務所	環境対策課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	森林整備センター 中国四国整備局 水源林業務課長